

法指第1405号
平成22年1月20日

各法人 代表者 様

大阪府福祉部地域福祉推進室長

大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する 条例の施行について（お知らせ）

日頃は、府政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府では障がいの有無にかかわらず、誰もが働くことに生きがいを感じながら充実した日々を過ごすことのできる地域社会の実現を目指しております。

今般、障がい者が生き生きと働き、自立した生活を送ることができる地域社会の実現に向け、府、事業主、事業主団体及び府民がそれぞれの責務を果たすため、標記条例を制定し、平成22年4月1日付けで施行されますのでお知らせいたします。

なお、本条例については、売買、貸借、請負その他の契約、補助金の交付、公の施設についての指定管理者の指定などで大阪府と関係がある法人のうち一定の条件を満たす法人が対象となります。

対象等、詳細については別紙又はホームページをご覧ください。また、同ホームページには新しい情報も掲載されますのでご確認方よろしく申し上げます。

各法人におかれましては、本条例の趣旨をご理解賜り、ご協力いただきますようよろしくお願いたします。

参考ホームページ（商工労働部雇用推進室雇用対策課）

障がい者雇用に関するホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/index.html>

大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例

<http://www.pref.osaka.jp/attach/7552/00000000/sokushinjyourei.pdf>

ハートフル条例に関する広報チラシ

<http://www.pref.osaka.jp/attach/229/00000000/jyoreisyutibun.pdf>

（本件連絡先）

大阪府福祉部地域福祉推進室

法人指導課監理 G

TEL 06 - 6944 - 6663

FAX 06 - 6944 - 1982